

「たかね荘」ディサービスセンター（介護予防通所サービス・1日型ディサービス）利用料

利用者の要介護度	介護予防通所サービス・1日型ディサービス（1月あたり）	単位数
要支援 1		1672
要支援 2		3428

(注 1) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきますのでご留意ください。

(注 2) 料金表の金額は、1日当たりの利用料（7級地で1割負担の場合）の自安を表示したものです。ご利用期間の合計単位数で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注 3) 単位数の合計に地域区分の単価（坂町・海田町 7級地 10.14円）（広島市5級地 10.45円）を乗じた金額が料金となります。なお、利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割～3割です。（介護保険料滞納者の場合は3割負担）

(注 4) 利用回数に応じた利用料金については、保険者である自治体の定めた算定方法により計算した金額をご負担いただきます。

(加算) 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位数が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 又は 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（Ⅰ）通所リハビリテーションの理学療法士等からの助言に基づき機能訓練指導員等が共同して運動器機能向上訓練計画の作成を行った場合 （Ⅱ）理学療法士等は3ヶ月に1回以上、通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員と共同で身体状況の評価及び運動器機能向上訓練計画の作成を行った場合	100/ 3月につき 100/ 1月につき
生活機能向上グループ活動加算	利用者へ生活機能の向上を目的とした個別又はグループでの活動を行った場合（1月につき）	100
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	225
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（1月につき）	200
口腔機能向上加算（Ⅰ）	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合（1月につき）	150
口腔機能向上加算（Ⅱ）	上記の取組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用・適切かつ有効に実施した場合	160
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービス提供にあたって情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合	40
選択的サービス複数実施 加算Ⅰ	運動・口腔機能向上、栄養改善のうち2種類を実施した場合（1月につき） ※当加算を算定した場合上記の加算は算定しない	480
選択的サービス複数実施 加算Ⅱ	運動・口腔機能向上、栄養改善のうち3種類を実施した場合（1月につき） ※当加算を算定した場合上記の加算は算定しない	700
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合（1月につき）	120
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	要支援1 88 要支援2 176
介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 (基本料金+加算)×7.1%を1月につき算定	

(その他)

食費(9:15~15:00までご利用の方)	食事の提供を受けた場合、1回につき690円をいただきます。(おやつ代を含む)
食費(9:15~13:00までご利用の方)	食事の提供を受けた場合、1回につき640円をいただきます。
フラワーアレジメント材料費	フラワーアレジメント教室に参加された場合、1回につき300円をいただきます。
事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを提供（送迎減算）	ケアハウス安芸に居住する利用者に対してサービスを提供した場合、利用者負担金を 要支援1（-382円）、要支援2（-763円）減額します。
通常の事業の実施地域以外の送迎	通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1kmあたり10円をいただきます。

「たかね荘」ホームヘルプサービス

(介護予防・日常生活支援総合事業及び指定生活援助特化型訪問サービス) 利用料

	サービス提供概要	単位数
訪問型独自サービスⅠ	1週に1回程度の訪問（身体介護・生活援助） サービスの提供を行った場合	1,176
訪問型独自サービスⅡ	1週に2回程度の訪問（身体介護・生活援助） サービスの提供を行った場合	2,349
訪問型独自サービスⅢ	1週に3回以上の訪問（身体介護・生活援助） サービスの提供を行った場合	3,727
生活援助特化型サービス (独自)Ⅰ	1週に1回程度の生活援助サービス(広島市の み)の提供を行った場合	990
生活援助特化型サービス (独自)Ⅱ	1週に2回程度の生活援助サービス(広島市の み)の提供を行った場合	1,977
生活援助特化型サービス (独自)Ⅲ	1週に3回以上の生活援助サービス(広島市の み)の提供を行った場合	3,136

注1)月の途中で、要支援認定等の変更によりサービスを開始・中止する場合には、基本料金が日割の単価で計算されます。

注2)初回若しくはサービス開始月にサービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問を行った場合は200単位／月が加算されます。

注3)事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は基本料金が100分の90で計算されます。事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者数が1月50人以上の場合は100分の85で計算されます。

注4)介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合、1月につき(基本料金+加算)×20%を加算します。

注5)単位数の合計に地域区分の単価(坂町・海田町7級地10.21円)(広島市5級地10.70円)を乗じた金額が料金となります。利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割から3割負担です。(介護保険料滞納者の場合は3割負担)

(2)訪問型サービスは、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護に相当した金額です。
生活援助特化型サービスは、広島市長が定めた金額となります。

(3)介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となる場合があります。(介護保険外のサービスとなる場合には、介護予防サービス計画等を作成する際に地域包括支援センター等から説明のうえ、利用者の同意を得ることとします。)

(4)通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを提供する場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。